

第2回 滋賀県協働プラットフォーム 議事要旨

1 日時

平成28年6月21日(火) 9時30分から12時00分まで

2 場所

滋賀県大津合同庁舎 5-E 会議室 (大津市松本一丁目2番1号)

3 テーマ名

犯罪被害者の多種多様なニーズに対するきめ細かな支援

4 参加団体

(1) NPO・関連団体等関係者

認定NPO法人おうみ犯罪被害者支援センター

滋賀弁護士会

公益財団法人河本文教福祉振興会

株式会社エフエム滋賀

聖泉大学

草津市

長浜市



(2) テーマの提案者

滋賀県県民生活部県民活動生活課、滋賀県警察本部警務部警察県民センター

(3) 事務局

滋賀県県民生活部県民活動生活課 県民活動・協働推進室

5 協議内容

(1) テーマ提案者からのテーマ提出の理由・趣旨を説明

- 国内での凶悪犯罪が毎日のように発生している。誰でも被害者になる可能性はある。被害者の視点に立った施策が必要と考えている。
- 被害直後は、体も心も頭も働かない。その場に立ちすくんでしまう。その後、ショックが落ち着いても、さまざまな症状や反応が出てくる。悩まされる。
- 犯罪被害者は、生命・身体・財産上の直接的な被害に加え、精神的負担、財政的負担がさらにのしかかってくる。これらを二次的負担という。
- 一つ目は精神的負担であり、警察の捜査であるとか裁判、メディアの過剰な取材等である。二つ目は時間的負担であり、三つ目は経済的負担である。あと、支援者の何気ない言動によっても被害を受けることもある。

- 被害者の抱える悩みは、多種多様である。そこで、様々な社会的支援が必要となってくる。個人の尊厳が尊重されて、被害者の状況に応じた、途切れない適切な支援が必要と考える。
- 県の今までの施策として、平成 15 年に「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例を施行、基本方針の一つに「犯罪被害者や弱者の支援」を掲げ、施策を推進。平成 19 年には、滋賀県犯罪被害者総合窓口を県民活動課内に設置。平成 26 年 4 月に性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖 SATOCO を滋賀県産婦人科医会等との 4 者連携で設置。
- NPO 法人おうみ犯罪被害者支援センターは県内唯一の被害者の支援団体。犯罪被害者に寄り添った途切れない支援を実施されている。
- 「SATOCO」は、滋賀県産婦人科医会、NPO 法人おうみ犯罪被害者支援センター、滋賀県警察、滋賀県の 4 者が連携し、24 時間 365 日対応している。
- NPO 法人おうみ犯罪被害者支援センターの相談件数は増加している。
- 犯罪被害者の多種多様なニーズに対してきめ細かな支援が必要と考えている。きめ細かな支援としては、まずは、現行支援事業の質の確保が重要であると考えている。2 番目は新たなニーズに対する新規支援事業、3 番目は支援の重要性を県民へ啓発する必要があると考えている。

(2) 対話・協議の内容

- 犯罪被害者早期援助団体として指定を受けてから、おうみ犯罪被害者支援センターへの相談が増加している。支援活動が認知されてきた、また、犯罪被害者早期援助団体として信頼性・レベルが高くなった結果と捉えている。行政の委託として活動ができたことは組織として大きな成果。10 年前までは、相談件数は少なかった。性犯罪の 67%は相談しない。特殊詐欺被害も啓発は行われているものの、まだまだ被害に遭う人がいる。隠れたところでたくさんの方が悩んでいる。掘り下げて支援をする必要がある。
- 今の支援センターの活動は、個人のボランティア精神に支えられている。人間のことで身体的にもいづれ限界がくる。相談が多種多様になり土日や時間外も対応している。将来的には、組織の拡大強化を図らないといけない。世代交代、次世代の相談員を育てる必要がある。公的機関、国、県、市町がもっと被害者支援に対し財政的にきちっとした形で支援が必要。
- 放送局として支援センターの活動を知ってもらう機会を増やすこと、特殊詐欺などでは県警と連携して繰り返し放送していても被害は減らない。くどいくらいの広報、繰り返し紙面や電波を使って行うことが必要。
- 弁護士は法的支援として、示談交渉や裁判が主である。法的支援に関しては専門家であるが、メンタルケアなどは困難な状況。全てうまく解決はできないので、現実的な支援を頭に置いて説明し、どうされるか選択してもらうが、一方でネガティブなことばかり言うと、相談に来られた方は救いがない。励まして解決に向けて進んでほしいので、メンタルケアの部分で励ましつつ現実を伝えることを一人でしていると、期待させて落とすこともある。そこで、様々な機関が役割分担して弁護士の手の届かないところを代わりに付き添っていただく、おうみ犯罪被害者支援センターがフォローしてくれていると思いながら活動して

いる。法的支援の後、どこの機関がどう支援するのか、自分の知っている範囲で医師を紹介はしているが、組織として連携が必要である。

- 自機関の活動の範囲内での支援になるが、相談者はそれ以上を求めている。病院への付添ニーズは多いのではないか、その場合の連携をどうするのか。
- 外へ出る気力がない中で、何とか泣き寝入りしたくないとの思いで電話した相手が警察であったり、弁護士であったりするわけだが、弁護士にも限界があるので、すぐに他機関に繋いでしまいたい時もある。支援機関の知識があれば適正な機関に繋がれるが、わからないのもどかしい。
- 性犯罪は67%が相談しない件について、警察に被害に遭ったことを届けるかは難しい問題。性暴力被害は被害回復しない、起こってしまったことをなかったことにはできない。周囲の視線は風評被害に伴って、自分の親族や恋人にも影響が長く続く。本人につきまとうレッテルがあるから、警察への被害届けは、正義感や私以外の被害者を出さないために立ち上がろうと周りも含めて思うかどうか。重すぎてなんとも言えない。
- 例えば、私が課題と思っているのは幼児の性被害である。アメリカではかなり前から日常的に行われていたものの、日本では幼気な子どもが襲われるということ、文化の違いもあるがまだまだ受け入れかねている。幼児の被害について、加害者は、知らない人よりも知り合いが多いが、その特殊性を踏まえてそこをどう啓発していくのが難しい。
- カウンセリングの難しさについて、ずっと寄り添っていくと回復の依存、つまり、あまり関わりすぎるとこの人なしでは一人ではやっていけないという気持ちを与えてしまう。
- 事件を思い出すと生きていけないから閉じ込めているのを、戻そうと関わると心の準備がないときに思い出させることになる。その人の状態や支援員がどこまで関わってくれるか気にしながら支援をする必要がある。
- ある被害者が言った言葉で、周りがいい人で、近所の人も助けてくれる、たまには事件のことを忘れて買い物に行った方がいいと親切に言ってくれる。最初はありがたかったが、しばらくすると、支援者が煩わしい、うっとうしい、ねたましい気持ちになる。自分はこれだけ傷ついているのに、支援者は無傷で優位な目線でいられる。そこにカウンセリングの難しさがある。優しくしてくれるあなたは無傷だから優位でいられる。私ははじめに傷を負っている。この関係にも耐えられない。私たちも、被害者からいつ離れるのが難しい。
- 幼児の性被害は、社会一般には、いたずらされたという曖昧な言葉で広報啓発しているので、他の被害のようにはっきりと警鐘を鳴らしにくい。明確に言ってしまうと学校や社会で見当がついてしまう。そのあたりは、広報の課題と思う。
- 被害者支援はもともと、電話がかかってくるのを待っていて、被害者からかかってきた電話を受けて心のケアをすることが始まり。こちらからアクションを起こすことはなく、被害者支援＝心理的支援がメインで支援を行ってきた。支援を実施しているうちに、被害者は心の支援だけ求めているのではなく、法的支援、医療、福祉的な日常生活の支援が必要となってきた。その時に、法律ができたこともあって大津市に事務所を移転して、県からの委託が始まり、待っているだけでなく、こちらからもアクションを起こし、関係機関に

電話をかけて連携することとなり、件数がどんどん増えてきた。

- 被害者は自分も悪かったと自分を責めることがある。交通事故で亡くなった場合は気の毒であったと周りは言うが、刺されて亡くなったとか、性被害でひどい目に遭った場合は、その人にも非があったのではないかという周りの目もあり、自分自身もあんなところに行かなければよかったとか、あんな人と関わらなければよかったと自責される。被害者支援の難しさをどのように周りにわかってもらえるように言えばいいのか。もっと社会に知らせていく必要は理解できるが、どのように知らせればわかってもらえるのが難しい。
- 病気になれば病院に行くのが当たり前のように、犯罪被害に遭えば、被害者支援センターに相談するのが当たり前になればいい。それがもっと身近な市町の被害者相談窓口で相談できることが当たり前の状態になればいい。しかし、「あなたが悪かったのではないか」と具体的には聞かないとしても、「どうしてそこに行ったのか」とか、「そこで何をしていたのか」という聞かれ方が、痛くて手が離せないその傷をちょっと見せてごらんと言われていたようなもの。一端傷を見せて、何も処置してもらえずもっとひどい状態になって帰ってくるのが、今ある相談窓口の状況のような気がしている。それを、相談支援センターで、専門的な相談員を時間と労力をかけて育てて、力を付けた相談員に、ボランティアや僅かな給料で従事依頼しても、なかなか来てはもらえない状態。高齢となった従来の相談員に、いつまで仕事をしていただけるかわからない状況で、日々支援をしているのが相談支援センターの大きな課題となっている。
- 市では相談窓口を開設していることをいろいろな媒体を使って広報周知している。実際窓口相談では、専門性が求められるが、専門相談員を配置することが難しい。
- 相談支援センターや役所は、被害者が相談に来ることを待っている状態であるが、一方で警察は被害者と接触している。被害に遭ってお困りの場合は、警察から相談窓口があることを周知しているのか。
- 相談支援センターや性暴力 SATOCO があることは、犯罪を認知した時点で被害者と接触した時は提示している。「犯罪の被害に遭われた方へ」のチラシに相談内容に応じた各種相談窓口を掲載している。これを被害者に渡して、そのときには説明している。
- SATOCO は 24 時間と明記されているが、その他の相談窓口は、おそらく普通は全ての窓口が昼間時間帯であると思うので、できたら受付時間を明記した方がいい。被害者が電話かけるのも結構勇気がいると思う。やっと思いを決して電話をかけたら留守電では切ない。留守電であった場合、次の日に電話するかというと二の足を踏む可能性がある。被害者が困っているときに、とりあえずここに電話すれば相談に乗ってもらえる、例えば、犯罪被害者 110 番などの周知がまだまだできるのではないかという気がしている。いざ、被害者になったときにどうしたらいいのか、精神的にも落ち着いた状態でない、パニックになっているので、あそこに電話して下さいと言われてもわからないと想像する。困った時に相談窓口があることを、普段から目にするように周知が必要。
- 国では性犯罪ワンストップ支援センターを 24 時間ワンストップで全国に進めている。各県の犯罪被害者相談窓口についてもワンストップ 24 時間にできないかという理想的な形を県でも考えているが、そこまで進められていない。全国的にも 24 時間で犯罪窓口はない。

- 警察は 24 時間 365 日稼働しているので、各警察署で夜中も犯罪被害者への教示や支援はある程度出来るが、夜は体制が弱いので、事件事故の対応が主となり、被害者支援よりも犯人を捕まえること、捜査することが主となるので、犯罪被害者への対応までは難しい。しかし、警察に届出があれば当然に犯罪被害者への支援を行っている。例えば、緊急で 110 番はあるが、具体的な相談が入れば、平日の執務時間中であれば行政のここに相談するよう支援先を紹介するし、夜中であれば執務時間に再度電話するよう伝えている。
- ある記者と話す機会があったが、おうみ犯罪被害者支援センターや SATOCO を知っているか聞いたところ、「知っている」との返事であったが、「なかなか難しくて表だって言えないですね」と返答された。もっともっと広報する必要がある。
- 10 年以上振り込め詐欺の啓発もやっけていても、末端ではほとんど知らない、全く犯罪事案を知らない高齢者がたくさんいる。さらに特殊詐欺の啓発をしていかなければならない現状である。同様に、犯罪被害支援においても、いろいろ街頭啓発やパンフレット配付などで周知していても知られていないのが事実。それが広まり犯罪被害に遭えばおうみ犯罪被害者支援センターに相談することが定着すれば、相談件数は増加が見込まれる。増えればそれに対応しなければならず、現体制ではそれに対応することが難しい。
- 警察から被害者の話を聞く機会があり、看護学部と心理学の学生が聴講した。ちょっとひどい交通事故で被害者が寝たきりになり意識が何年も戻らない事例で、看護学部の学生は涙を流しながら聞いていた。絶対に患者の心がわかる看護職になると思う。犯罪は家族を苦しめつづけ、結局その被害者は亡くなられたが、命を奪われていくことを現場で忘れないと感想文に書いていた。お金のかからない啓発である。こういう取組をすると、1 学年 80 名の看護師が、社会に毎年出て行くと頼りがいのある看護師になる。
- 被害者の専門書によると、被害者の最大の回復は、社会のつながりである。
- ネットワークや対応する人の温度差も問題提起していただいた。どういうふうに繋がりが可能であるか、より充実した対応ができるのか検討したい。

【休憩 10 分】

- 弁護士、警察、県それぞれの立場がある。自身も現役警察官であった時、ありきたりの相談は受けてきた。しかし、おうみ犯罪被害者支援センター主催の講習にも参加して驚いたことがある。講師からまず、電話の受け答え、言葉の抑揚から始まって、具体的な相談内容になり、3 か月過ぎたあと、ある男性相談員は、あなたは認定相談員になれないと言われた。なぜ駄目なのか問うと、言葉の問題、心の問題いわゆる高飛車な対応になるためであった。後継者が今一番大きな問題で、後継者がなかなか育っていかない。この問題には、財政的な面もあり支援をしていただきたい。
- 相談支援センターの相談員になるには、15,000 円の受講料を払って 3 か月の研修を受ける。3 か月後に面接があるが、全出席で研修を受講しても、その面接に通らないとおうみ犯罪被害者支援センターの相談員になれない。そこをクリアして相談支援センターに入ると実習が始まり、4 か月ほど先輩相談員について電話の受け答え対応を聞く。見学しながら

勉強して、こういう課題で電話がかかってきたらどういう聴き方をするのかロールプレイで勉強する。ようやく実際に電話に出れるようになった後は、先輩が後ろで1年間助言を行う。その後、スーパービジョンとして過去の電話対応を試験する。そこで合格した者だけが認定相談員になれる。お金を払って1年半以上時間をかけても失格になることもある。やっと一人前の認定相談員になれば、ボランティアが始まる。

- 公安委員会が指定されている犯罪被害相談員の資格は、週に3日間3年間受講しないと行けない。普通の仕事をしていては時間的に受講できない。もし3年間頑張っても犯罪被害相談員なれても、常勤職員として今以上の金銭的な条件で一人雇用するお金がない。現相談員の給料だけで精一杯で、現相談員もよくこのような給料で、仕事をしてきているなどというぎりぎりの状態。
- 理想的には、24時間対応で3交代制にして、県の庁舎を借りて常時開設するのが理想。財政の裏打ちがないと精神論だけでは継続できない。NPO法人の職員はよくこんな給料で続けているなど感心する。崇高な精神でやっておられるので続けさせてあげたい。
- 民間団体で、犯罪被害者支援だけでなく、NPO支援で基金を創って支援している団体もある。京都でも基金を積み立てて支援している団体もある。民間でそういう組織も必要だという気がする。
- テーマにあるきめ細かな支援をするには、理想的には性暴力だけでなくワンストップの相談窓口があって、いろんなニーズに支援をコーディネートしてあげられる人を育成することが理想。入り口は一つで、多種多様なニーズ、時間の経過によって異なってくる状況をコーディネートする人がいて、必要な支援に繋げていける、その支援が必要なくなって社会復帰する、社会とつながっていくことが理想。それは、いずれ、おうみ犯罪被害者支援センターが担っていくべき。
- 熱心に支援をしていこうという人達の集まり、現場での実務担当者の顔あわせができて、各団体の活動の中身を知ることができると連携がとりやすい。
- 現場で相談している者同士で連絡協議会や勉強会をして、困難事例について情報を共有し、顔つなぎができると、各団体の活動がわかり、今より繋ぎやすい。
- 各団体の顔繋ぎをして、課題を共有し、各組織に持ち帰り底上げしていくことを地道にやっていくことが大切だと思う。
- おうみ犯罪被害者支援センターでは、ファンドレイザーが寄付を募っている。実態は、毎日毎日、団体などを回っても、なかなか寄付してもらえない。警察OBの人的資源で独自に寄付を募っているが、いずれ限界が来る。全く知らない団体に寄付をしてもらうことは一般的に少額でも難しい。犯罪被害者支援の活動を知らない人がたくさんいる。災害と一緒に、明日は我が身。こういう犯罪被害者支援の啓発から、寄付する流れが作れないものかと考えている。実態は厳しい。理解のある大企業は別であるが、ほとんどが門前払い。少しずつ御寄付いただけるのが理想。みんなで知恵を合わせてできないものか。
- 警察には売上金の一部が寄付される自動販売機を設置してもらっている。民間にもそういう取組が広がればいい。
- 県は、犯罪被害者基本法や第3次犯罪被害者等基本計画に基づき、各地方公共団体の役割

分担のもと、県・市町それぞれ支援を実施してきた。県は、犯罪被害者総合窓口や SATOCO の委託や内閣府モデル事業を活用しながら、費用捻出してきた。

- 新規事業について、きめ細かな支援を実現するために、例えば、長浜市は遠方であるので、月 1 回程度、個別面接の窓口を開設する、あるいは、広報啓発を考えながら、予算化し、活動支援ができればいいと考えている。
- 県は女性等を犯罪等から守るネットワークを平成 24 年 9 月から立ち上げて、県と県警との情報共有や連携を進めていたが、そこに、弁護士会、臨床心理士会、医師会、行政書士会、おうみ犯罪被害者支援センターに参画いただきネットワーク化している。コーディネーター役として、おうみ犯罪被害者支援センターが支援を采配していただけると、いろいろな繋がりができるが、相談件数が多い状況でコーディネーターまではできないので、新たにコーディネーターを配置し、そこに支援をし、ネットワークの輪が広がるといい。なお、県域では顔の見える関係までは難しいので、実施には警察署単位で集まり、市町の窓口担当課、各種施策担当課など、県警、関係団体と顔の見える関係で会議を進めれば、連携はできていく。
- 市の支援施策は、見舞金の給付や相談を実施しているが、相談は不慣れな部分もあり課題である。細かいところはおうみ犯罪被害者支援センターへ繋いでいる。
- 市の窓口として専門性の高い相談員の常駐化は難しいので、おうみ犯罪被害者支援センターをうまく活用して、長期的に財政支援を考えつつ、また、コーディネーターの配置も考えながら、うまく支援できる方策を考える必要がある。市の窓口には余り相談に来られませんが、おうみ犯罪被害者支援センターにおける件数が計上されている実態を見ると、大津市に拠点があるのを北部の方に設けてもらえれば、相談件数も増加する可能性もある。
- 相談員は専門性が高いので、職員が自ら訓練をして、相談に対応するのは困難であると推測される。警察、相談機関などプロにまかせて、分野別に特色を活かすべき。できれば、難しいと思うが相談支援センターへの財政的支援をお願いできないか。県はすでに委託してもらっている。市町の財政支援の流れを作っていただけないか。
- いろいろな知恵が出てきた。新しい仕組み作り、生み出していくための協働が必要。
- お互い情報交換や、あるいは、市町に対しおうみ犯罪被害者支援センターが研修し、基礎的なスキルを身につけてもらうなど、情報共有できる機会が広がればいい。

(終了)